

広島県告示第千二二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十三年十月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域〔平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。〕に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成十年四月二十一日農林水産省告示第六百十三号、平成十年十二月十四日農林水産省告示第九百十号（一、二及び三に係るものに限る。）、平成十一年七月十六日農林水産省告示第九百二十一号、平成十二年二月十五日農林水産省告示第二百二十一号、平成十三年三月十五日農林水産省告示第三百四十六号、昭和四十一年八月二十六日農林省告示第十五号（一、二及び三に係るものに限る。）、昭和五十八年四月三十日農林水産省告示第五百三十八号、昭和五十九年十月六日農林水産省告示第二千三十八号、平成八年九月十九日農林水産省告示第五百十九号、平成九年八月二十八日農林水産省告示第千三百六十九号（一、二及び四に係るものに限る。）、平成十一年一月二十五日農林水産省告示第五百五十九号、平成十三年二月八日農林水産省告示第七十七号、平成十四年三月二十二日農林水産省告示第八百三十五号

二 変更に係る指定施業要件

1 立木の伐採の方法

変更しない。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）